

社会福祉法人町田市社会福祉協議会給与・旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員就業規程第45条の規定に基づく職員の給与及び旅費の支給に関することに必要な事項を定める。

(給与)

第2条 給与は、給料及び管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿直手当、交替制勤務者業務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬とする。

(給料表)

第4条 給料表は、別表1のとおりとする。

2 職員の勤務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級の分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、職歴等経歴がある場合の号給は別に定める。

4 会長は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表に従い、第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により給料を支給しなければならない。

(昇給の基準)

第5条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前で別に定める期間（以下「判定期間」という。）におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、その年を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、欠勤が48日以上73日以下を3号給、74日以上99日以下を2号給、100日以上125日以下を1号給の昇給とし、126日以上からは昇給をさせないこととする。

3 処分の判定期間において処分がある場合は、前項の規定を適用して得られた昇給の号給数から、けん責処分1号給、減給処分2号給、出勤停止処分3号給を減じて得られる号給数とする。ただし、減じて得られる号給数が0を下回る場合、並びに降格処分については昇給を行わないものとする。

4 4月1日に55歳を超える職員は、前項の規定にかかわらず、昇給させない。ただし、当

該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、別に定めるところにより、昇給させることができる。

(昇格)

第5条の2 職員を昇格させる場合には、次に定めるところにより、その者の属する級を1級上位の職務の級の号給に決定するものとする。

(1) 1級上位の職務の級の号給に、昇格の日の前日に受けていた号給の給与月額と同額の給与月額がある場合は、その号給に6号給を足して得られる号給とする。

(2) 1級上位の職務の級の号給に、昇格の日の前日に受けていた号給の給与月額と同額の給与月額がない場合は、その直近上位の給与月額の号給に6号給を足して得られる号給とする。

(降任)

第5条の3 職員を降任させる場合には、次に定めるところにより、その者の属する級を1級下位の職務の級の号給に決定するものとする。

(1) 降任の日の前日に受けていた号給に6号給を減じて得られる号給の給料月額に、1級下位の職務の級の給料月額と同額の給与月額がある場合は、その号給とする。

(2) 降任の日の前日に受けていた号給に6号給を減じて得られる号給の給料月額に、1級下位の職務の級の給料月額と同額の給与月額がない場合は、その直近下位の給与月額の号給とする。

(給料の支給)

第6条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、その月の21日に支給する。この場合において、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、繰り上げて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、給料の全部若しくは一部を繰り上げ、又は繰り下げて支給することができる。

第7条 新たに職員になった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降格等により給料月額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給するときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給与の減額)

第8条 職員が勤務しないときは、その勤務をしないことにつき、任命権者の承認があった場

合を除くほか、その勤務をしない時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を、その勤務をしなかった月又は翌月以降の給与から減額するものとする。

(控除)

第9条 次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際その給与から控除することができる。

(1) 東京都従事者共済会の掛金

(2) 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律92号)に基づく貯蓄積立金

(給与の振込み)

第10条 職員から申し出があった場合には、その者に対する給与をその者の預金へ振り込みの方法によって支給することができる。

(管理職手当)

第11条 管理又は監督の地位にある職員のうち規定で定める職員については、その特殊性に基づき管理職手当を支給することができる。

2 管理職手当を支給する職及び額は、別表3に定めるとおりとする。

3 前2項の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、第19条の規定は適用しない。

4 管理職手当の支給を受ける職員が、病気その他の事故により、その月の勤務すべき日数の2分の1以上休務した場合には、手当の額は2分の1とし、全日数休務した場合にはこれを支給しない。

(地域手当)

第12条 職員に対し、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当、及び管理職手当の月額に100分の16を乗じて得た額とする。

3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、給料の支給方法に準じて支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障がいがあり将来にわたり労務に服することができない程度の者

3 職務の級が5級の者には、扶養手当を支給しない。

第14条 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう、以下この号及び次条において同じ。） 6,000円（職務の級が4級であるもの（以下「4級相当職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等にあつては、3,000円）

(2) 扶養親族たる子（前条第2項第2号に掲げる者をいう。次項及び次条において同じ。） 9,000円

2 扶養親族たる子で満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族がある要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に、前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号いずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生

じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級相当職員が4級相当職員以外のものとなった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級相当以外の職員が4級相当職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合
- 4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項第1号において同じ。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。同号において同じ。）を支払っている職員で、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員に住居手当を支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員で、居住する住宅の家賃が30,000円以上であるもの 30,000円

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 15,000円

3 前項の規定にかかわらず、2人以上の職員が同一の住宅に居住する場合におけるこれらの職員のうち1人（職員となった日の早いもの又は会長が適当と認めた者）を除く職員には、住宅手当は支給しない。

4 職務の級が4級以上の者には、住居手当を支給しない。

(宿直手当)

第17条 宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円を宿直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は半額とする。

2 前項の勤務は、第20条及び第21条の手当の対象となる勤務は含まれないものとする。

(交替制勤務者業務手当)

第18条 交替制勤務者業務手当は、せりがや施設事業に係る業務に従事する職員が、正規の

勤務時間による勤務の全部又は一部が1月1日から同月3日までの日又は12月29日から同月31日までの日において行われる当該業務に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、1勤務につき4,500円とする。ただし、宿直勤務による暦日を異にして勤務時間が割り振られている継続勤務に服する場合で、前項に規定する日が勤務する時間が4時間以下のときは、当該手当額の2分の1に相当する額を支給し、4時間を超えた勤務のときは、当該手当額の額を支給する。

(時間外勤務手当)

第19条 正規の時間を超えて勤務を命ぜられた職員は、正規の時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たり定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次項の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、職員就業規程第22条の規定により、あらかじめ同規程第16条第3項及び第4項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

- 3 次の各号に規定する時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間 100分の50

- 4 職員就業規程第21条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を承認された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項の規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の承認により代えられた時間外勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定

する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に規定する時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項各号に定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

(2) 前項に第2号に規定する時間 100分の50から第2項に定める割合を減じた割合
(休日勤務手当)

第20条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、職員就業規程第30条の規定により、会長が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日勤務手当は支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額にこれに対する地域手当の月額の合計額をその年の通常の勤務日を12で除した日数で除した額を1日平均所定勤務時間で除した額とする。この場合において、円未満の端数が生じるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

(退職者の給与)

第21条の2 職員が職員就業規程第7条第1項第5号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職期間が3箇月に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規程第7条第1項第5号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職の期間中これに給与の全額を支給する。

3 職員が職員就業規程第7条第1項の第5号以外に掲げる事由に該当し退職されたときの給与の支給は、会長が決める。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において会長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、成年被後見人又は被保佐人となり失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に別表4の2の職務段階に応じた割合を乗じて得た額を加算した額に6月に支給する場合においては、100分の126.25、12月支給する場合においては、100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表4の1に定める割合を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ、基準日から起算して20日を超えない範囲内において会長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、成年被後見人又は被保佐人となり失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料月額（給料及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に別表4の2の職務段階に応じた割合を乗じて得た額を加算した額をいう。）に6月に支給する場合においては、100分の118.75、12月に支給する場合においては、100分の118.75を乗じて得た額の総額を超えない範囲で会長が定める。

3 会長が特に成績が優秀と認めた者は、別に定める基準により前項の規定による総額を超えて支給することができる。

（通勤手当）

第24条 通勤手当は、次に掲げる職員の区分に応じて支給する。

（1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤が困難であると会長が認めた職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

（2）通勤のため、自転車、原動機付自転車、自動車等の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤が著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除

く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の支給対象期間は、4月1日及び10月1日以後それぞれ6箇月の期間とする。
- 3 前項の規定による期間により難しい場合の支給対象期間は、会長が別に定める。
- 4 通勤手当の額は、運賃等相当額とし、その算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤距離の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。
- 5 前項の運賃等相当額は、その各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げた額とする。（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）ただし、第3項に規定する場合の運賃相当額については、会長が別に定める。

(1) 第1項第1号に掲げる職員

定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、通用期間6箇月の定期券の価額（通用期間6箇月の定期券が発売されていない交通機関等にあつては通用期間3箇月の定期券の価額に2を乗じて得た額）

その区間以外の交通機関等を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

(2) 第1項第2号に掲げる職員

自転車等の片道の使用距離の区分に応じて別表5に掲げる額

(3) 第1項第3号に掲げる職員

交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等に応じ、前2号に掲げる額の総額

(旅費の支給)

第25条 会長若しくはその委任を受けた者の発する出張命令等によって職員が出張した場合には当該職員に対し、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第26条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について実費を支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

日当（1日につき）		宿泊料
宿泊を要しない出張	宿泊を要する出張	
1,600円	2,000円	13,500円

（日当）

第27条 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の場合においては、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊した場合を除くほか、日当を支給しない。

- 2 水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

（旅費の計算）

第28条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 旅行経路の全部又は一部が通勤手当として運賃等が支給されている経路と重複する場合は、当該重複部分は、旅費として計算しない。

（管内出張）

第29条 用務地を市の区域内とする出張で、交通機関を利用する場合は、これに要する鉄道運賃及び車賃の実費を支給する。

（委任）

第30条 この規程に規定するものの他、給与及び旅費に関する事項は、町田市の例規を準用して会長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間においては、第12条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

- 2 この規程は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第16条の住居手当の改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年3月1日から施行する。
- 4 平成19年3月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 5 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成20年2月1日から施行する。
- 7 平成20年3月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分の45」とあるのは「100分の49.5」とする。
- 8 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成21年3月1日から施行する。ただし、平成21年3月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分の45」とあるのは、「100分の43.6」とする。
- 10 この規程は、平成21年8月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成22年2月1日から施行する。ただし、施行日前日に第4条の職務の級（別表2）により2級の適用を受けている職員は、別に定める切替表により切り替えた号給とする。
- 12 平成22年3月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分の30」とあるのは、「支給しない。」とする。
- 13 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 14 平成22年12月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分の140」とあるのは、「100分の120」とする。
- 15 この規程は、平成23年2月1日から施行する。
- 16 平成23年3月に支給する期末手当は第22条第2項中「100分の30」とあるのは、「100分の22.1」とする。
- 17 この規程は、平成23年9月1日から施行する。
- 18 この規程は、平成24年2月1日から施行する。
- 19 平成24年3月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分の30」とあるのは、「100分の27」とする。
- 20 平成25年3月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分の30」とあるのは、「100分の26」とする。
- 21 この規程は、平成25年3月28日一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

22 前項の一部改正により、学童保育指導員の給与規程（平成17年4月1日制定）、学童保育指導員の旅費規程（平成17年4月1日制定）、学童保育指導員の福利厚生規程（平成17年4月1日制定）は廃止する。

23 この規程は、平成25年8月20日に一部改正し、平成25年9月1日から施行する。

24 この規程は、平成26年1月28日に一部改正し、平成26年2月1日から施行する。

25 平成26年3月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分の30」とあるのは、「100分の28.3」とする。

26 この規程は、平成26年3月27日に一部改正し、平成26年4月1日から施行する。

27 平成26年11月26日の一部改正は、平成26年12月1日から施行する。

28 平成27年8月27日の一部改正は、平成27年10月1日から施行する。

この改正において、改正日の前日にその者の属する職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に第1の旧級欄に掲げる職務の級である職員の切替日における職務の級「以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

旧級が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級である職員（旧級が3級及び4級である職員（以下「特定職員」という。）を除く。）の切替日における号給（以下「新号級」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）と同一とする。特定職員の新号給は、旧級及び旧号給に応じて附則別表第2に定める号給とする。

改正後の規程第14条第1項第3号の規定の適用については、平成28年3月31日までの間、同項中「6,000円」とあるのは「8,000円」と、同年4月1日から平成29年3月31日までの間、同号中「6,000円」とあるのは「7,000円」とし、平成28年3月31日までの間、同条第2項中「4,000円」とあるのは「4,500円」とする。

改正後の規程第16条第1項の規定の適用については、平成29年3月31日までの間、同項中「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」とあるのは、「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの、改正前の規程第16条第1項第1号の規定により平成27年9月分に係る住居手当の支給を受けているもの（同年10月1日以後引き続き自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に限る。）」とする。この場合において、同条第1項の規定の適用については、平成28年3月31日までの間、同項中「15,000円」とあるのは「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員については15,000円とし、当該職員以外の職員については10,0

000円」と、同年4月1日から平成29年3月31日までの間、同項中「15,000円」とあるのは「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員については15,000円とし、当該職員以外の職員については5,000円」とする。

改正後の規程第22条第2項及び第23条第2項の別表4の2の規定の適用については、平成28年3月31日までの間、同表中「主任 3%」とあるのは「4.5%」とし、「主査 6%」とあるのは「6.5%」と、同年4月1日から平成29年3月31日までの間、同表中「主任 3%」とあるのは「4%」とし、「主査 6%」とあるのは、「6.5%」とする。

29 この規程は、平成28年3月29日に一部改正し、平成28年4月1日から施行する。

30 第5条4項の適用については、平成29年3月31日までの間、同項中「55歳」とあるのは「58歳」と、同年4月1日から平成30年3月31日までの間、同項中「55歳」とあるのは「57歳」とする。

31 平成29年1月25日の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年3月31日までの間における改正後の第14条第1項の規定の適用については、同項第1号中「配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下この号及び次条において同じ。）6,000円」とあるのは「配偶者10,000円」と「3,000円」とあるのは「8,000円」と、同項中「（2）扶養親族たる子（前項第2号に掲げる者をいう。次項及び次条において同じ。）9,000円」とあるのは

「（2）扶養親族たる子（前項第2号に掲げる者をいう。以下この条及び次条において同じ。）
で満15歳に達する日以降の最初の3月31日までにあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。）10,000円

（3）扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

（4）前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円」

とし、改正後の第15条第1項の規定は適用せず、改正前の第15条第1項の規定はなお効力を有し、改正後の第15条第3項の規定の適用については、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第4項の規定の適用については、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者に有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがあるものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる

子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

改正後の規程第23条第2項については、平成28年12月1日から適用し、同項中12月に支給する場合においては、「100分の90」とあるのは、「100分の95」とし、これによる差額を平成29年3月に支給する規程第22条に基づく期末手当と合わせて支給する。

32 この規程は、平成29年3月28日に一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

33 平成30年1月22日に一部改正は、平成29年12月1日から適用する。平成29年12月に支給する勤勉手当は、第23条第2項中「100分90」とあるのは、「100分の100」とし、これによる差額を平成30年3月に支給する第22条に基づく期末手当と合わせて支給する。

34 平成30年3月20日の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

35 平成31年3月20日の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし第23条第2項は平成30年12月1日から適用し、平成30年12月に支給する勤勉手当は、第23条第2項中「100分100」とあるのは、「100分の110」とし、これによる差額を平成31年3月に支給する第22条に基づく期末手当と合わせて支給する。

36 令和元年8月9日の一部改正は、平成31年4月1日から適用する。

37 令和2年1月21日の一部改正は、令和元年12月1日から適用する。ただし、第22条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

38 令和元年12月に支給する勤勉手当は、第23条第2項中「100分102.5」とあるのは、「100分の105」とし、改正前の規定に基づいて職員に支払われた勤勉手当との差額を令和2年3月に支給する第22条に基づく期末手当と合わせて支給する。

39 令和3年1月19日の一部改正は、令和2年12月1日から適用する。ただし、令和2年12月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分125」とあるのは、「100分の120」とする。

40 令和3年8月6日の一部改正は、令和3年6月1日から適用する。

41 令和4年1月20日の一部改正は、令和3年12月1日から適用する。ただし、令和3年12月に支給する期末手当は、第22条第2項中「100分120」とあるのは、「100分の115」とする。

42 令和5年1月20日の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

43 令和5年8月8日の一部改正は、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和5年12月に支給する勤勉手当は、第23条第2項中「100分107.5」とあるのは、「100分の112.5」とする。

- 4 3 令和6年1月23日の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第45条において「特定日」という。）以後、当該職員の給料の月額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上端100円未満の数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。
- 4 5 職員就業規程第6条の2第2項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第44項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第44項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 4 7 令和6年3月19日の一部改正は、令和5年4月1日から適用する。これによる差額を令和6年3月に支給する給与と合わせて支給する。
- 4 8 令和7年3月19日の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 9 令和8年3月19日の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。ただし、

平成30年1月22日 一部改正

平成30年3月20日 一部改正

平成31年3月20日 一部改正

令和元年8月9日 一部改正

令和3年1月19日 一部改正

令和3年8月 6日	一部改正
令和4年1月20日	一部改正
令和5年1月20日	一部改正
令和5年8月 8日	一部改正
令和6年1月23日	一部改正
令和6年3月19日	一部改正
令和7年3月19日	一部改正
令和8年3月19日	一部改正